

## X 監査指導課の業務概要

平成 16 年 4 月組織改正により、県内 5 か所（習志野、松戸、印旛、山武及び君津）の健康福祉センターに監査指導課が設置され、社会福祉法人及び社会福祉施設等（以下「社会福祉法人等」という。）の指導監査等業務を実施している。

### 1 指導監査等業務の概要

- (1) 社会福祉事業を経営する社会福祉法人の運営管理及び会計管理についての指導監査
- (2) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、保育所等の児童福祉施設、幼保連携型認定こども園、障害者支援施設及び女性自立支援施設等）の運営管理、入居者等の処遇及び会計管理についての指導監査
- (3) 認可外保育施設の立入調査及び有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）の立入検査
- (4) 介護保険指定事業所の運営指導及び指定障害福祉サービス事業所、指定障害児通所支援事業所等の運営指導
- (5) 市町村児童福祉行政（保育関係）の指導監査

### 2 監査指導課の所管区域

- (1) 山武健康福祉センター管内  
東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町
- (2) 長生健康福祉センター管内  
茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
- (3) 夷隅健康福祉センター管内  
勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町

### 3 指導監査等の実施状況等

#### (1) 指導監査等の実施状況

社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査は、社会福祉法等の関係法令及び県の「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱」等に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正かつ円滑な運営の確保を図るため、計画的に実施している。

令和 6 年度の監査等の実施数は 500 件、前年度実施数 465 件に比べ 107.5% となつたが、計画数 578 件に対する実施率では 86.5% となった。

#### (2) 主な指摘事項

令和 6 年度の主な指摘事項は以下のとおりである。

- ・社会福祉法人の主な指摘事項は、運営管理に係るものとして、定款の不備、評議員の選任手続が不適切、評議員会の要議決事項にかかる審議が未実施などの事項である。会計管理に係るものとして、計算書類と附属明細書の金額の不一致、公益事業に供する財産を基本財産として計上していた、経理規程の遵守等に関する事項である。

- ・社会福祉施設等の主な指摘事項は、入所者預り金管理依頼書の未徴収、夜間における介護体制が不十分などの事項である。
- ・保育所等の主な指摘事項は、一部時間帯における保育士の配置不足、保健計画・安全計画の未策定などの事項である。
- ・有料老人ホームの主な指摘事項は、職員の定期的な健康診断の未実施、金銭管理規程の未整備、重要事項説明書に記載すべき項目の不足等に関する事項である。
- ・介護保険指定事業所の主な指摘事項は、介護サービス計画書の作成不備、看護・介護職員の人員配置基準違反に関する事項である。
- ・障害福祉サービス事業所等の主な指摘事項は、身体拘束等の適正化を図るための措置の未整備、虐待の発生又はその再発を防止するための措置の未整備、工賃の支払額の未通知、介護給付費又は訓練等給付費の法定代理受領サービス利用者への受領額の未通知に関する事項である。

表1 社会福祉法人等の指導監査実施状況

種 別	区分	令和6年度						
		法人・ 施設数 A	計画数 B	計画率 (%) B/A	実施数 D	うち、実地 監査・指導		
社会福祉法人等	社会福祉法人 (1+2+3)	47	10	21.3	9	9	90.0	
	1 社会福祉協議会	11	3	27.3	3	3	100.0	
	2 施設を経営するもの	31	6	19.4	5	5	83.3	
	内 訳	第一種経営	25	6	24.0	5	83.3	
		第二種経営	6	0	0.0	—	—	
	3 施設を経営しないもの	5	1	20.0	1	1	100.0	
	市町村児童福祉行政 (保育関係)	17	17	100.0	17	0	100.0	
	計	64	27	42.2	26	9	96.3	
社会福祉施設等	1 救護施設	1	0	0.0	—	—	—	
	2 老人福祉施設	84	38	45.2	38	38	100.0	
	3 児童福祉施設	6	3	50.0	3	3	100.0	
	内 訳	障害児入所施設	1	0	0.0	—	—	
		児童自立支援施設	—	—	—	—	—	
		乳児院	2	1	50.0	1	1	100.0
		児童養護施設	3	2	66.7	2	2	100.0
		母子生活支援施設	—	—	—	—	—	
		児童心理治療施設(情緒 障害児短期治療施設)	—	—	—	—	—	
		4 女性自立支援施設	—	—	—	—	—	
	5 障害者支援施設	9	6	66.7	6	6	100.0	
	6 保育所	59	59	100.0	59	32	100.0	
	7 幼保連携型認定こども園	19	19	100.0	19	11	100.0	
	8 認可外保育施設	36	36	100.0	36	8	100.0	
	9 有料老人ホーム	85	38	44.7	18	18	47.4	
	うちサービス付高齢者向け住宅	15	6	40.0	3	3	50.0	
		10 介護保険施設等	749	190	25.4	167	167	87.9
	11 指定障害福祉サービス事業所	393	123	31.3	104	104	84.6	
	12 指定障害児通所支援事業所	97	27	27.8	13	13	48.1	
	13 指定児童発達支援センター	1	1	100.0	1	1	100.0	
	14 指定一般相談支援事業所	18	11	61.1	10	10	90.9	
	計	1,557	551	35.4	474	411	86.0	
	合 計	1,621	578	35.7	500	420	86.5	

※第一種経営とは、主として第一種社会福祉事業を経営するもの。

※第二種経営とは、主として第二種社会福祉事業を経営するもの。

※実施数と「うち、実地監査・指導」との差は、「書面監査・指導」である。